

吉田建業課長が明言



国土交通省の吉田光市
総合政策局建設業課長は

優越的地位乱用を適用

自治体に失格基準求める

13日、建設業法第19条の5(発注者に対する勧告)を活用し、元請けとの設計変更協議に全く対応しない場合などは、発注者の優越的地位の乱用に当たるとして、指導してい

た。吉田課長は、「例えば下請企業が元請企業に対して設計変更を求め、元請けもその必要性を認め、発注者に対して契約変更を求めたものの、これを認めないケースが続

て。建設業法第19条の5は、建設業者と請負契約を締結した発注者が独占禁止法の不正な取引方法に違反した場合、当該建設業者の許可をした国土交通大臣または都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができ、としており、元下間での優越的地位の乱用を防止した同条の3(不当に低い請負代金の禁止)に相当する。